

佐賀市未来につなぐさが移住支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、佐賀市未来共創プランに基づき、市内への移住及び定住の促進並びに中小企業等における人手不足の解消に資するため、佐賀県外から佐賀市に移住して就職、起業、農林水産業への就業又は空き家の居住を目的とした取得等をしようとする者に補助金を交付することについて、法令等に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象)

第2条 市長は、第1号に規定する要件を全て満たし、18歳未満（申請日の属する年度の4月1日時点）の世帯員を帯同して移住した者のうち、第2号から第5号までに規定する要件のいずれかを満たす者、又は第1号に規定する要件を全て満たし、転入時の年齢が59歳以下の者のうち、第6号又は第7号の要件のいずれかを満たす者からの申請により、予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、「佐賀県地方創生移住・地域活性化等起業支援事業実施要領」に基づく移住支援事業の対象となる者は除く。

(1) 移住等に関する要件について、次の全てを満たしていること。

ア 令和7年4月1日から令和8年12月31日までの間に佐賀市に転入（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条第1項に規定する転入をいう。以下同じ。）し、かつ、令和8年12月31日までに第2条第2号から第7号の要件を満たした者であること。

イ 佐賀市に転入した日の前日から遡って10年間において、通算して5年以上佐賀県外に住所を有していたこと。

ウ 佐賀市に転入した日の前日から遡って連続して1年以上佐賀県外に住所を有していたこと。

エ 補助金の交付を申請しようとする日（以下「申請日」という。）が、佐賀市に転入した日から1年を経過する日を超えない日であること。

オ 申請日から継続して5年以上佐賀市に居住する意思を有していること。

カ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）その他の反社会的勢力の構成員（構成員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）又は反社会的勢力の構成員と関係を有する者でないこと。

キ 日本国籍を有する者又は日本国籍を有しない者であって、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」若しくは「定住者」及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める「特別永住者」のいずれかの在留資格を有するものであること。

ク 申請者と同一の世帯に属する他の者が、過去10年以内に地方自治体から移住支援金（佐賀市地方創生移住支援事業における移住支援金交付要綱第2条に規定する移住支援金をいう。）の支給を受けていないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時に18歳未満の世帯員だったものが、5年以上経過し、18歳以上となり、佐賀県知事及び市長が認める場合を除く。

ケ 上記アからクまでに定めるもののほか、佐賀県知事及び市長が未来につなぐさが移住支援事業補助金の対象として不適切と認める者でないこと。

(2) 就職に関する要件について、次の全てを満たしていること。

ア 移住支援事業（認定地域再生計画（地域再生法（平成17年法律第24号）第7条第1項に規定する認定地域再生計画をいう。）に基づき、都道府県が市町村と共同して同法第13条第1項の交付金を財源の一部として移住者へ移住支援金を交付する事業をいう。）を実施する佐賀県が「佐賀県地方創生移住・地域活性化等起業支援事業実施要領」第5に定める移住支援事業に係る移住支援金の対象として「さがジョブナビ」に掲載している求人と同補助金の対象として掲載されている期間中に応募し、当該求人を行った法人（未来につながるが移住支援事業補助金の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）の3親等以内の親族が代表者、取締役その他の経営を担う職務を務めるものを除く。）に1週間の所定労働時間が20時間以上である期間の定めのない雇用契約に基づき雇用（新規の雇用に限る。）されていること。

イ 上記アにおける求人への就職日が、転入日の3か月前の日以降であること。

ウ 申請日から継続して5年以上当該法人の従業員として勤務する意思を有していること。

エ 現に勤務する勤務地が東京圏（条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村のうち、政令指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市）を除く市町村及び平成22年国勢調査から令和2年国勢調査の人口減少率が10%以上の市町村をいう。以下同じ。）を除く。）以外の地域の区域であること。

(3) 起業に関する要件について、申請日から遡って1年の間に起業支援金（佐賀県地方創生移住・地域活性化等起業支援事業実施要領第6に規定する起業支援金をいう。）の交付決定を受けていること。

(4) 農林漁業に関する要件について、次の全てを満たしていること。

ア 本市において農林漁業に就業した者のうち、別表1に掲げる人材確保支援策を活用した者であること。

イ 転入日の3か月前の日以降に、本市において農林漁業に就業又は就業のための研修の受講を開始したこと。

ウ 補助金の申請日から5年以上、農林漁業への就業を継続する意思を有していること。

(5) 空き家活用に関する要件について、次の全てを満たしていること。

ア 佐賀市の空き家バンク制度を活用し、居住することを目的として登録された空き家（戸建てに限る）を取得した者であること。ただし、空き家を取得した者にとって売主が3親等以内の親族でないこと。

イ 令和6年4月1日以降に、当該空き家を取得したこと。

ウ 当該空き家の取得後に、当該空き家の所在地に住民票を移した者であること。

エ 補助金の申請日から5年以上、居住することを目的として当該空き家を継続して保有する意思を有していること。

(6) 伝統工芸等に関する要件について、次のア又はイを満たし、かつウを満たしていること。

ア 転入の3か月前の日以降に、別表2に掲げる事業者（県内に限る）に技術職・技能職として就業した者又は別表2に掲げる事業者（県内に限る）として新たに開業した者で製作・生産を行う者であること。

イ アを目的として、転入日の3か月前の日以降に佐賀県窯業技術センターが実施する窯業人材育成研修事業一般研修の受講を開始した者であること。

ウ 別表2に掲げる伝統工芸品等の担い手として、補助金の申請日から5年以上、就業先に継続して就業し、又は開業した事業を継続する意思を有していること。なお、一定期間の就業後、就業先を退職し、当該伝統工芸等の担い手として独立開業する意思を有している場合も含む。

(7) スポーツ振興に関する要件について、次の全てを満たしていること。

ア 就業先が、佐賀県が進めるSAGAスポーツピラミッド構想に賛同し、スポーツ選手又はスポーツ指導者を採用する県内の佐賀県SSPアスリートジョブサポエントリー企業(法人)であること。

イ アに掲げる企業(法人)に就業した者のうち、別表1に掲げる人材確保支援策を活用し、当該法人に就業した者であること。

ウ 転入日の3か月前の日以降に、当該法人に就業したこと。

エ アに掲げる法人に、補助金の申請日から5年以上継続して勤務し、佐賀県内において、スポーツ選手又はスポーツ指導者として活動する意思を有していること。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、世帯での移住の場合(佐賀市に転入する直前の住所において申請者と同一の世帯に属し、かつ、申請日において申請者と同一の世帯に属する者(以下この条において「移住に係る世帯員」という。)が存する場合をいう。)にあつては100万円、単身での移住の場合(世帯での移住の場合以外の場合をいう。)にあつては60万円とする。

2 世帯で移住する場合にあつては、移住に係る世帯員は、前条第1項第1号ア、エ、カ及びケに掲げる要件を満たさなければならない。

3 申請者又は移住に係る世帯員が佐賀市に転入した日以後に出産した場合において、当該子に係る懐胎が佐賀市に転入する前であるときは、当該子は世帯員とみなす。この場合において、当該世帯員は、前項に掲げる要件を満たすことを要しない。

(交付申請)

第4条 申請者は、補助金の申請をしようとするときは、佐賀市未来につなぐさが移住支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる図書を添えて、これらを市長に提出しなければならない。

(1) 個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。)その他の申請者が本人であることを明らかにする書類の写し

(2) 佐賀市に転入する直前に連続して1年以上佐賀県外に居住していたことが確認できる住民票の除票の写し又は戸籍の附票の写し(住民基本台帳法第15条の4に規定する除票の写し又は住民基本台帳法第20条に規定する戸籍の附票の写しをいい、世帯での移住の場合にあつては申請者と移住に係る世帯員とが同一の世帯に属していたことを確認できる住民票の除票の写しに限る。)

(3) 申請者が、佐賀市に転入する直前の10年間のうち、通算5年以上佐賀県外に居住していたことが確認できる住民票の除票の写し又は戸籍の附票の写し

(4) 申請者が外国人の場合にあつては、第2条第1号キに規定するいずれかの在留資格を有することを証明する書類の写し

- (5) 申請者の預貯金通帳、キャッシュカードその他の補助金の振込先口座を確認できる書類の写し
- (6) 別表3に掲げる要件を満たすことを確認できる書類
- (7) 佐賀市の住民票の写し（世帯全員及び続柄の記載があるもの）
（交付決定）

第5条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、速やかに佐賀市未来につなぐさが移住支援事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の審査の結果、予算上の都合その他の理由により補助金の不交付を決定したときは、速やかに申請者に通知するものとする。この場合においては、市長は、不交付とする理由を明らかにしなければならない。
（補助金の交付）

第6条 補助金は、前条第1項の規定により交付決定した額の全額を一括で交付するものとする。

- 2 前条第1項の交付の決定を受けた者（以下「受給者」という。）は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、佐賀市未来につなぐさが移住支援事業補助金交付請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。
（交付決定通知書の再交付）

第7条 受給者が、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、佐賀市未来につなぐさが移住支援事業補助金交付決定通知書再交付願（様式第5号）を市長に提出し、交付決定通知書の再交付を申請することができる。

- 2 市長は、佐賀市未来につなぐさが移住支援事業補助金交付決定通知書再交付願を受理した場合に、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに当該受給者に交付決定通知書を再交付するものとする。
（報告及び立入調査）

第8条 市長は、佐賀市未来につなぐさが移住支援事業が適切に実施されたか等を確認するため必要があると認めるときは、受給者に対し、本事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

- 2 佐賀県知事は、佐賀市未来につなぐさが移住支援事業が適切に実施されたか等を確認するため必要があると認めるときは、市長に前項の報告及び立ち入り調査を実施するよう求めることができる。
（交付の取消し）

第9条 市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、疾病その他のやむを得ない事情があるものとして佐賀県知事及び市長が認める場合は、この限りでない。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 申請日から5年を経過する日以前に転出（住民基本台帳法第15条の3に規定する転出をいう。次条において同じ。）したとき。
- (3) 申請日から1年を経過する日以前に補助金の要件となる職を辞したとき。
- (4) 佐賀県が実施する地域活性化等起業支援事業に基づく起業支援金の交付決定を取り消されたとき。
- (5) 農林漁業への就業前の研修を修了しなかった場合、研修修了後1年以内に農林漁業に就業

しなかった場合、農林漁業に就業後1年以上継続しなかった場合

- (6) 伝統工芸等への就業前の研修を終了しなかった場合、研修修了後1年以内に伝統工芸等に就業又は開業をしなかった場合、伝統工芸等へ就業又は開業後1年以上継続しなかった場合
- (7) スポーツに関する人材確保支援策に係る交付決定等が取り消された場合
- (8) 前条第1項の規定による報告及び立ち入りを拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。
- (9) 前各号に定めるもののほか、法令や交付決定の条件等に違反したと認めるとき。

(交付金の返還)

第10条 市長は、前条の取消しを行った場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を付して、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の返還を命ずるものとする。

- (1) 前条第1号に該当する場合 補助金の全額
- (2) 前条第2号に該当する場合であって、受給者が補助金の申請を行った日から3年を経過する日以前に転出したとき 補助金の全額
- (3) 前条第2号に該当する場合であって、受給者が補助金の申請を行った日から3年を経過した日以後5年を経過する日以前に転出したとき 補助金の半額
- (4) 前条第3号に該当する場合 補助金の全額
- (5) 前条第4号に該当する場合 補助金の全額
- (6) 前条第5号に該当する場合 補助金の全額
- (7) 前条第6号に該当する場合 補助金の全額
- (8) 前条第7号に該当する場合 補助金の全額
- (9) 前条第8号又は第9号に該当する場合 市長が返還の必要があると認める額

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、佐賀市未来につなぐさが移住支援事業補助金の交付に必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年佐市企政第38号)

この要綱は、令和7年6月11日から施行する。

附 則 (令和7年佐市企政第295号)

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

附 則 (令和8年佐市企政第34号)

この要綱は、令和8年5月18日から施行する。

別表1（第2条関係）

区分	人材確保支援策
農業	新規就農者育成総合対策（就農準備資金・経営開始資金） 佐賀市親元就農支援給付金
林業	「緑の雇用」新規就業者育成推進事業（林業作業士研修対象者）
漁業	経営体育成総合支援事業（長期研修事業対象者）
スポーツ	S S P選手・指導者佐賀定着支援金 S S Pアスリートジョブサポによる職業紹介

別表2（第2条関係）

伝統工芸等	事業者	団体等
諸富家具・建具	右項に掲げる団体に加入する事業者	諸富家具振興協同組合
名尾手漉和紙	右項に掲げる事業者	名尾手すき和紙株式会社
鍋島緞通	同上	株式会社鍋島緞通吉島家、吉島伸一鍋島緞通株式会社又は株式会社織りものがたり
肥前びーどろ	同上	副島硝子工業株式会社
伊万里・有田焼	有田町、伊万里市、武雄市又は嬉野市に主たる事業所を有し、伊万里・有田焼の製造又は卸売を主たる業務とする事業者であって、右項に掲げる団体に加入する事業者	佐賀県陶磁器工業協同組合（登録商社を含む）、佐賀県陶磁器商業協同組合、伊万里・有田焼伝統工芸士会、左項市町の商工会議所又は商工会
	有田町、伊万里市、武雄市又は嬉野市に主たる事業所を有し、伊万里・有田焼の原材料等（陶土、生地、型、溶剤、釉薬、絵具）の製造等を主たる業務とする事業者であって、右項に掲げる団体に加入する事業者	肥前陶土工業協同組合、左項市町の商工会議所又は商工会
唐津焼	唐津市、多久市、伊万里市、嬉野市、武雄市、玄海町、有田町又は白石町に主たる事業所を有し、唐津焼の製造又は卸売を主たる業務とする事業者であって、右項に掲げる団体に加入する事業者	唐津焼協同組合、唐津観光協会、左項市町の商工会議所又は商工会
	唐津市、多久市、伊万里市、嬉野市、武雄市、玄海町、有田町又は白石町に主たる事業所を有し、唐津焼の原材料等（陶土、溶剤、釉薬、絵具）の製造等を主たる業務とする事業者であって、右項に掲げる団体に加入する事業者	左項市町の商工会議所又は商工会
白石焼	右項に掲げる団体に加入する事業者	白石焼陶器組合

小城羊羹	右項に掲げる団体に加入する事業者	小城羊羹協同組合
神埼そうめん	同上	神埼そうめん協同組合
西川登竹細工	同上	佐賀・長崎竹工販売組合
うれしの茶	右項に掲げる団体に加入する事業者。ただし、うれしの茶を取扱う事業者に限る。	嬉野茶商工業協同組合又は佐賀県茶商工業協同組合
浮立面	右項に掲げる事業者	小森恵雲又は中原恵峰
弓野人形	同上	江口人形店

別表 3 (第 4 条関係)

区分	確認書類
就職に関する要件を満たす者 (第 2 条第 2 号)	・ 就業証明書 (就職) (様式第 2 号)
起業に関する要件を満たす者 (第 2 条第 3 号)	・ 起業支援金の交付決定通知書の写し
農林漁業に関する要件を満たす者 (第 2 条第 4 号)	<p>(就農準備研修受講の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 佐賀県就農準備資金等研修計画の承認通知書の写し、又は新規就農者育成総合対策 (就農準備資金) の交付決定通知書の写し (就農の場合) ・ 青年等就農計画等の承認書の写し、又は新規就農者育成総合対策 (経営開始資金) の交付決定通知書の写し、又は佐賀市親元就農支援給付金の給付決定及び額の確定通知書 (林業の場合) ・ 就業証明書 (林業・漁業) (様式第 2 号の 2) ・ 「緑の雇用」新規就業者育成推進事業の研修承認通知書の写し ・ 「緑の雇用」新規就業者育成推進事業の研修実施計画書の写し (漁業の場合) ・ 就業証明書 (林業・漁業) (様式第 2 号の 2) ・ 長期研修支援事業 (独立型) 実施の認定通知書の写し (研修受講中又は研修受講後に申請する場合) ・ 農林漁業研修の受講証明書の写し (受講内容、受講地及び受講期間が確認できるもの)
空き家活用に関する要件を満たす者 (第 2 条第 5 号)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 佐賀市空き家バンク制度活用を証する書類の写し ・ 空き家取得の成立を証する書類 (契約書、覚書、所有者の変更を証する書類等) の写し
伝統工芸等に関する要件を満たす者 (第 2 条第 6 号)	<p>(就業の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 就業証明書 (伝統工芸等) (様式第 2 号の 5) <p>(開業の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人事業の開業・廃業等届出書の写し又は開業届出済証明書の写し ・ 別表 2 「団体等」に加入したことを証する書類の写し等

	<p>(研修開始後に申請する場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修受講及び就業等に関する申告書(伝統工芸等)(様式第2号の3) ・受講中証明書(伝統工芸等)又は伝統工芸等研修の受講中であることを証明する書類の写し(様式第2号の4) <p>(研修受講後に申請する場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伝統工芸等研修の受講証明書の写し(受講内容、受講地及び受講期間が確認できるもの)
<p>スポーツ振興に関する要件を満たす者(第2条第7号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・就業証明書(スポーツ)(様式第2号の6)